

第5章 科学技術と法律

- 5.1 過失・欠陥を咎める法律
- 5.2 公正な競争秩序を維持するための法律
- 5.3 消費者の安全を守るための法律
- 5.4 知的財産権を保護するための法律

法律は、人や企業が守るべき最低限の社会的規範である。本章では、科学技術者全般に係わる法律について要点を述べる。特定の業務に関する個別の法律には触れない。

なお、法律はしばしば改正されるので、最新の情報は各自で確認していただきたい。

5.1 過失・欠陥を咎める法律

故意の犯罪は当然罰せられるが、刑法の「過失傷害罪」や民法の「不法行為法」では、罪を犯す意思がない行為でも、過失により他人に損害を与えれば、行為者に過失責任が問われる。

過失を犯罪あるいは不法行為とみなす法的根拠は、注意義務違反である。注意義務違反には、注意を働かせれば悪い結果を予見することができたのに注意を怠って予見しなかった結果予見義務違反と、注意を働かせれば悪い結果を回避することができたのに注意を怠って回避する行為をとらなかった結果回避義務違反とがある。

さらに、94年に成立した製造物責任法では、過失を証明できなくても、製造物に欠陥があつてその欠陥によって損害を受けたことを証明できれば、被害者は製造業者に賠償を求めることができる。逆に言えば、製造業者は消費者の安全を守るための特別な注意義務を負っているのである。

5.1.1 刑法 / 過失傷害の罪

日本の刑法では、基本的に「故意」を犯罪の成立要件としていて、「過失」は法律に特別の規定がある場合にのみ、例外的に犯罪とみなされる。過失により人を死傷させた行為は、この「法律に特別の規定がある場合」に該当し、行為者に刑罰が科せられる。

刑法 / 過失傷害の罪（第209条～第211条）

（過失傷害）

第209条 過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

（過失致死）

第210条 過失により人を死亡させた者は、50万円以下の罰金に処する。

（業務上過失致死傷等）

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる*¹。

*¹ 飲酒運転による致死傷の場合は、「刑法/傷害の罪」第208条の2（危険運転致死傷）が適用される。「傷害の罪」は「過失傷害の罪」より重い。

なお、「刑法」は、自然人のみを対象とし、法人（会社など）には及ばない。しかし、「刑法」以外にも刑罰を科す法規はたくさんあり、その中には行為者だけでなく法人にも刑罰を科すという「両罰規定」を定めた法規もある。ただし、身体を持たない法人に懲役や禁錮などは科しようがないので、両罰規定によって法人に科される刑は罰金のような財産刑に限られる。

5.1.2 民法 / 不法行為

故意または過失によって他人の権利や利益を侵害した者（法人を含む）は、これによって生じた損害に対して賠償責任を負う。刑法の刑罰が加害者の懲罰であるのに対し、不法行為法の賠償は被害者の金銭的救済といった意味合いを持つ。

不法行為法に基づいて法人が負う損害賠償責任には、①法人自身の不法行為、②使用者の不法行為、③理事の行為に基づく法人の不法行為 の3つの類型がある。

また、刑法は故意と過失を区別するが、民法は区別しない。ただし、賠償の範囲といった効果は、故意と過失で異なる。

民法 / 不法行為（第709条～第724条）

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（使用者等の責任）

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。・・・

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

民法第724条で、不法行為の時より20年経過したときは、時効によって損害賠償の請求権が消滅することが規定されている。

しかし、加害行為を受けて被害発生までに長い潜伏期間があるような健康被害について、この「不法行為の時より20年」の起算点を「加害行為時」とすると、求償権を行使できないケースが多くなる。

この問題に対して最高裁は、04年の「筑豊じん肺訴訟」、「関西水俣病訴訟」、06年の「北海道B型肝炎訴訟」の判決において、起算点を「加害行為時ではなく損害発生時」として被害者救済の道を広げた。

このような起算点の考え方は、94年に制定された製造物責任法に基づいている（後述）。

5.1.3 国家賠償法

日本国憲法第17条に「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。」とある。ここでいう「法律」として制定されたのが、国家賠償法である。

本法律は、国家賠償の一般法に位置づけられている。この法律以外に国の損害賠償を定める法律があれば、それが特別法として優先される（第5条）。次いで、この法律（国家賠償の一般法）が、さらにこの法律に規定がない場合は民法が、適用されることになる（第4条）。

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第4条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前3条の規定によるの外、民法の規定による。

第5条 国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

5.1.4 製造物責任法（PL法^{*1}）

民法の不法行為法は過失責任主義に立っていて、メーカーに故意や過失がなければ賠償責任を問えない。明らかに製品に欠陥があり、それによって人が損害を受けた場合であっても、メーカーが予見可能性や結果回避の注意義務を怠ったことを立証できなければ、過失があったと認められないので、メーカーに対する責任追及は難しい。

これに対して、米国では1963年のグリーンマン事件^{*2}に対するカリフォルニア州最高裁の判決以来、製造物責任（過失がなくとも製品に欠陥があればメーカーは責任を負う）を問う訴訟が急増し、やがて欧米で無過失製造物責任（厳格責任）の原則が確立していった。

一方、日本では1950年から60年代にかけて、森永砒素ミルク事件、スモン病事件、サリドマイド事件、カネミ油症事件など、食品や医薬品の欠陥に起因する事件が相次いで発生し、さらに欠陥自動車による事故も起ったが、民法の過失責任主義が被害者の救済に大きな障害となった。

このような状況の中で、消費者保護運動が徐々に高まり、72年に研究者の勉強会「製造物責任研究会」が発足したりした。しかし、企業側と消費者側の主張のへだたりがなかなか埋まらず、その後長い年月を経て、ようやく94年6月に無過失責任を柱とする「製造物責任法」（PL法）が制定され、95年7月1日に施行された。

^{*1} PL法 = Product Liability Act

^{*2} グリーンマン夫人が日曜大工道具を使用中に、跳ねた木片が頭に当たって負傷し、工具メーカーを訴えた事件。

製造物責任法

(目的)

第1条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、……当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、……

(製造物責任)

第3条 製造業者等は、……その引き渡したものの欠陥によって他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではない。

(免責事由)

第4条 前条の場合において、製造業者等は次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一 当該製造物とその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。

二 ……

(期間の制限)

第5条 第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法廷代理人が損害及び賠償義務者を知ったときから三年間おこなわないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡したときから十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現われる損害については、その損害が生じたときから起算する。

(民法の適用)

第6条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法の規定による。

PL法は6条からなる、比較的短い法律である。その要点は、

- 1) 製造業者等は、製造物の欠陥により人の生命、身体、又は財産に損害を与えたとき、過失の有無に拘わらず、賠償の責任を負う。 *1 *1「無過失責任」と言う。
- 2) 製造物とは、「製造又は加工された動産」で、不動産、未加工農水産物、電気、ソフトウェア等は該当しない。
- 3) 欠陥とは、「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」。誤使用による事故、例えば包丁による怪我などは、法の対象外。
- 4) 欠陥の種類には、設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥、がある。指示・警告上の欠陥とは、例えば有用性との関係で除去できない危険性がある製造物について、その危険性に関する情報を製造者が消費者に与えなかつた場合などがこれに当る。 *2

- 5) 製造物を引き渡した時点の科学・技術の水準では欠陥があることを認識できなかったことを証明できれば、「免責」となる。^{*3}
- 6) 損害賠償請求権は、損害を知ったときから3年、製造物を引き渡して10年経過すると消滅する。ただし、長い潜伏期間の後に症状が現れる損害については、その損害が生じたときから起算する。^{*4}
- 7) PL法は民法の特別法である。本法による損害賠償責任が問えない場合でも、民法の不法行為法（第709条～第724条）に該当するときは、同法に基づく損害賠償を請求できる。例えば、時効がPL法では10年に対して不法行為法では20年だから、製品入手後10年を過ぎて20年以内で損害が発生した場合は、不法行為法で賠償を求めることができる。ただし、この場合、過失の証明が要る。

^{*2} 肺がん治療薬イレッサをめぐる、副作用（間質性肺炎）で死亡した患者の遺族らが損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が2011年11月15日、東京高裁であった。判決は「イレッサに製造物責任法に基づく設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥があったとは言えない」として、一審の判決を取り消し、遺族側の請求を棄却した。遺族側は上告、最高裁で争われることになる。

^{*3} 薬害エイズ裁判において、当時の知識レベルで非加熱血液製剤の危険性を予知し得たか否かが争点となった（第4章）。

^{*4} 前述（p.2）したように、第5条2の規定（潜伏期間の長い健康被害について時効の起算点を被害発生時とする）が、民法第724条の解釈にまで影響を与えた。

5.1.5 誰に、どのような過失があったか / カネミ油症事件

日本最大の食品公害事件とされるカネミ油症事件は、40年近く経った今もなお、被害者救済など未解決の課題を抱えている。この事件はPL法制定以前の事件で、過失の立証が必要だったが、その過失の発生原因を巡って司法の判断が大きく揺れた典型的な事例である。

この事件を巡っては、前兆（ダーク油事件）の見逃し、行政や企業の危機対応の失敗、患者の認定基準など、いろいろな角度から論じられているが、ここでは過失の発生原因と過失責任との関連に焦点を絞って、この事件を振り返ってみたい。

[事件の概要]

カネミ油症事件とは、カネミ倉庫（株）（北九州市）が製造した米ぬか油（ライスオイル）を食することによって発生した化学性中毒事件である。

68年2月から10月にかけて、福岡・長崎両県を中心に西日本一帯に患者が発生した。（最近、下田と中島は68年2月以前にも患者が発生していたことを報告している。^{*1}）

米ぬかから取った粗製油を脱臭する工程で、熱媒体のPCB^{*2}（鐘淵化学工業株式会社（04年9月、カネカに社名変更）製）が混入し、油症を引き起こした。主な症状は、塩素ざ瘡、色素沈着、手足のしびれ、脱力感、頭痛、嘔吐、食欲減退、心臓疾患、肝臓障害、腎臓障害など。

^{*1} 下田 守「カネミ油症の通説への疑問」, 科学技術社会論研究, 第2号(2003), p.9-21.

中島貴子「カネミ油症事件の社会技術的再検討—事故調査の問題点を中心に—」,

社会技術研究論文集 Vol.1(2003年), p.25-37.

^{*2} PCB = polychlorinated biphenyl

日本では鐘淵化学工業が最初に製造販売。商品名「カネクロール400」。

中毒の原因物質はライスオイル中に混入した PCB と考えられていたが、後に PCB の熱反応によって生成したダイオキシン類(主にポリ塩化-ジベンゾフラン(略称 PCDF)) だったことが判明し、01 年 12 月に厚生労働大臣が国会答弁でこれを正式に認めた。

04 年 9 月(新認定基準適用以前)の時点では、約 1 万 4 千人が被害届けを出し、うち 1867 人が患者に認定された。

なお、カネミ油症事件の前兆としてダーク油事件が起きていたのに、何ら対策をとらなかったことも、後に問題となった。人の被害が表面化する前の 68 年 2 月から 3 月にかけて、西日本一帯に鶏の大量中毒事件(ダーク油事件)が発生していた。約 40 万羽の鶏が死亡したとされている。後にカネミ製のダーク油(食用油の副産物)を含む配合飼料が原因であることが判明した。

[PCB 混入経路]

PL 法施行後なら、カネミオイル中には本来含まれるはずのない PCB という有害物質が含まれていたという「欠陥」を立証すればよいのだが、本件は PL 法施行前なので、不法行為法が適用される。従って、「過失」(PCB 混入原因)の立証が必要だった。

その原因の基となる PCB の混入経路について、ピンホール説と工作ミス説の 2 説があった。

① ピンホール説

6 号脱臭缶において、PCB の変質で発生した塩酸によって腐食孔(ピンホール)が生じた。

(68 年 11 月、九大調査団の報告)

② 工作ミス説

68 年 1 月、1 号脱臭缶の隔測温度計の保護管の溶接工事をやり直した際に、溶接ミスによって付近の蛇管に孔が開いた。

(79 年 10 月以降、鐘化が民事訴訟で、従業員の供述に基づいて主張。82 年 10 月、阪大 2 教授が鑑定書を提出。しかし、証拠物件は現存しない。)

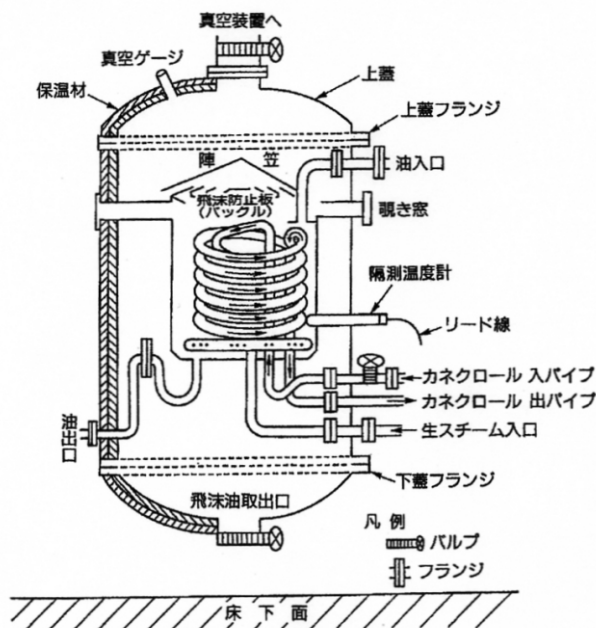


図 5.1 脱臭缶の構造

科学技術振興機構、「失敗知識データベース」

<http://shippai.jst.go.jp/fkd/Search>

これにて一件落着かに見えたが、その後、反論が出て、まだ結論はでていない。^{*1}

^{*1} 下田 守「カネミ油症の通説への疑問」, 科学技術社会論研究, 第 2 号(2003), p. 9-21.
 中島貴子「カネミ油症事件の社会技術的再検討—事故調査の問題点を中心に—」,
 社会技術研究論文集 Vol.1(2003 年), p. 25-37.

[刑事訴訟と民事訴訟]

この事件を巡って、ダーク油に関する民事訴訟、及びカネミ油症に関する刑事訴訟と民事訴訟が提訴された。ダーク油に関する民事訴訟については73年頃示談が成立したようだが、詳細は不明（上記中島氏の論文による）。以下、カネミ油症に関する刑事訴訟と民事訴訟について述べる。

(1) 刑事訴訟

1978年3月24日、福岡地裁小倉支部で判決

カネミ倉庫社長 無罪（監督責任は認められない）

同社製油部工場長 業務上過失致死傷罪 禁固1年6ヵ月

（PCBの混入経路はピンホール。PCBによる事故を予見できたのに注意を怠った。）

カネミ倉庫社長について、検察側も控訴せず、無罪が確定した。

工場長について、高裁は被告の控訴を棄却。被告はさらに最高裁へ上告したが、その後、取り下げて、1審の判決が確定した。

(2) 民事訴訟

① 1971年10月、姫路市の未認定患者がカネミを相手に1人で提訴したが、1980年1月、使用したカネミ油が1968年5月製であったため敗訴となった。当時は疫学調査に基づいて、「68年2月上旬に製造・出荷されたカネミ・ライスオイルの摂取が油症の原因」の見解が通説となっていたためだ。

② その後、福岡第1陣、第2陣、小倉第1陣～第5陣の7件の集団訴訟が起った。このうち4件について、計7つの判決が出された（表5.1）。

最終的には、集団訴訟7件すべての原告に対して最高裁が和解を提案し、1989年3月までに全原告はカネミ・鐘化と和解し、国への訴訟は取り下げた。

表 5.1 民事訴訟判決の概要*1 （●：有責、○：免責）

通称	福岡第1審	福岡控訴審	小倉1陣第1審	小倉1陣控訴審	小倉2陣第1審	小倉2陣控訴審	小倉3陣第1審
判決日	77.10.5	84.3.16	78.3.10	84.3.16	82.3.29	86.5.15	85.2.13
カネミ倉庫	●	●	●	●	●	●	●
カネミ社長	●	●	○	●	●	●	●
鐘淵化学	●	●	●	●	●	○	●
国	訴外	訴外	○	●*2	○	○	●*2
北九州市	訴外	訴外	○	○	○	○	○
PCB混入経路	ピンホール説	ピンホール説	ピンホール説	ピンホール説	断定せず	工作ミス説	工作ミス説

*1 出典：中島貴子「カネミ油症事件の社会技術的再検討－事故調査の問題点を中心に－」，社会技術研究論文集Vol.1（2003年），p.25-37. のTable 1.

*2 国の有責は、ダーク油事件に対応した公務員が義務を尽くし、国が適切な措置をとってれば、油症被害の拡大を防ぐことができたのに、それを怠ったことによる。

表 5.1 で注目されるのは、鐘淵化学に対する判決のゆれだ。

PCB 混入経路がピンホールの場合は、鐘化が PCB の腐食性、人体毒性などをカネミに警告しなかった過失を犯したことになり、鐘化は有責となる。福岡第 1 審から小倉 1 陣控訴審まではピンホール説を採って、有責の判決を下している。

一方、工作ミスの場合は、PCB 混入に関する鐘化の予見可能性について判断の分かれる余地が生じる。そのため、小倉 2 陣控訴審では「予見できなかった」で免責、小倉 3 陣第 1 審では「予見できた」で有責の判決となった。

また、小倉 2 陣第 1 審において、どちらとも断定せずに鐘化を有責としたのは、混入経路の如何にかかわらず、食品工業用の熱媒体として PCB を販売したこと自体に鐘化の過失があったとの事由による。

結局、PCB の混入経路は未決のまま、上記の集団訴訟 7 件はすべて、カネミ・鐘化と和解し、国への訴訟を取り下げて終りをみた。

この事件は過失の立証が難しく、PCB の混入経路をめぐって判決がゆれた。この事件が PL 法制定の契機の一つとなったことは、前述したとおりだ。

なお、事件の教訓として、中島は事故調査体制の整備や一次資料の保存（ピンホールか溶接ミスかの決め手となる証拠物件が消失している）の必要性を訴えている（前掲論文）。

5.2 公正な競争秩序を維持するための法律

5.2.1 独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、昭和 22 年 4 月制定）

不正競争防止法、商法などと共に、公正な競争秩序を維持するための代表的な法律である。

[目的]

市場における公正かつ自由な競争を確保することによって、国民経済の健全な発達を促進することを目的とする。

[独占禁止法違反行為]

- 1) 私的独占： 有力な事業者が新規参入事業者や既存の事業者を市場から排除する行為など。
- 2) 不当な取引制限： カルテル（価格、生産量など）や入札談合など。
- 3) 不公正な取引方法： 不公正な取引方法には、すべての業種に適用される「一般指定」と、特定の業種にだけ適用される「特殊指定」とがある。一般指定では 16 の行為類型が指定されている。これを大きく 3 つのグループに分けると、
 - ① 自由な競争が制限されるおそれがあるような行為： 取引拒絶、差別価格、不当廉売、再販売価格拘束など
 - ② 競争手段が公正でない行為： 欺瞞的な方法や過大な景品による顧客誘引、抱合せ販売など
 - ③ 自由な競争の基盤を侵害するおそれがあるような行為： 大企業がその優越した地位を利用して取引の相手方に無理な要求を押し付ける行為など

[執行手段]

独占禁止法違反行為を行なった事業者は、公正取引委員会によって当該行為の差止め等の排除措置命令や課徴金納付命令が課される。さらに公正取引委員会が刑事告発することによって、法人や実行行為者が起訴され、刑罰を科されることがある。

[公正取引委員会]

独占禁止法を運用する行政機関。内閣総理大臣が所掌し、内閣府の外局に位置づけられる。

委員長と4人の委員（内閣総理大臣が国会の同意を得て任命、任期5年）で構成される。独占禁止法の運用について、他からの指揮監督を受けることなく、独立してその職務を遂行する。

[課徴金減免制度]

05年4月20日の独占禁止法改正（06年1月4日施行）により、不当な取引制限（カルテルや入札談合など）をした企業に自首を促す課徴金減免制度が導入された。

カルテルや談合は秘密裏に行なわれるため、発見が困難だ。事業者間の結束にくさびを打ち込むことを目指し、課徴金の額を引き上げるとともに、自主的に申告すれば課徴金を減免するという、いわゆる飴と鞭を盛り込んだ法改正である。

公正取引委員会に対して調査開始前に自発的に不正な取引制限の事実を報告した事業者について、その事業者が1番目の場合は課徴金を全額免除、2番目の場合は半額免除、3番目の場合は3割免除、調査開始日以降でも3番目まで枠が埋まっていない場合は3割免除とする制度だ。1番目の申告者には公取委からの刑事告発も免除されることになった。

原型は、米国のLeniency Policy（1993年）。米国に次いで欧州連合、韓国でも導入され、カルテル等の摘発に実績をあげている。

日本の刑事司法では「司法取引」*1はタブーとされてきた。課徴金減免制度は事実上の「司法取引」であり、タブーに風穴を開けたという点でも画期的だ。減免制度の効果はてきめんだった。これにより公取委は相次いで独禁法違反を摘発している。

今後、司法取引の本格導入に向けて議論が活発化するとみられている。

*1 刑事裁判において、被告が罪を認める、あるいは捜査に協力する代わりに、検察側が刑を軽くするなどの取引をすること。米国の司法取引は、捜査時間の短縮を目的に制度化されたが、暴力団の薬物密売など組織犯罪の摘発にも成果をあげている。これに対して日本では、冤罪を助長するなどの慎重論が根強くある。

[減免制度適用事例]

(1)：国土交通省発注の水門工事をめぐる談合事件

課徴金減免制度に基づく自主申告の第1号。

公正取引委員は06年3月28日、三菱重工など20数社の一斉立ち入り検査を行なった。談合で幹事役を務めた1社の三菱重工が、課徴金減免制度施行（06年1月4日）直後に自主申告した結果、談合が発覚した。

公正取引委員会は07年3月8日、国土交通省発注の水門工事をめぐって同省建設施工企画課の元課長補佐らが官製談合を繰り返したとして、中央省庁としては初めて同省に官製談合防止法を適用した。

同省は、改善措置要求書を受けると、内部調査を実施・公表したうえで、関与した職員への賠償請求を義務づけられる。国交省元職員のほか、天下りしたOBらが談合に関与していたとして、5団体に要請文が渡された。

業界側に対しては、石川島播磨重工業（現・IHI）を含めた15社に排除措置命令が発せられ、14社に約16億7千万円の課徴金納付が命じられたが、最初に申し出た三菱重工は、課徴金が全額免除、立ち入り検査後に申し出たJFEエンジニアリングと日立造船は30%減額された。

(2)：首都高速道路公団(当時)発注のトンネル換気設備工事をめぐる談合事件

これも、上述の水門談合同様、三菱重工の自首により発覚した。

水門談合の立ち入り検査の2日後の06年3月30日、公正取引委員が本件について立ち入り検査を行なった。

水門談合事件で遅れをとった石川島播磨重工業と川崎重工が、今度はそれぞれ申告3位までに入った。荏原製作所は、申請書を出そうとしたとき、すでに3位までが決まっていた、減額を受けられなかった。

課徴金減免制度導入の当初、業界の結束が強い我が国で、本制度がどれだけ有効に機能するか疑問視されていた。ところが、その業界をリードしてきた三菱が自首したのだ。業界に与えたショックは大きかった。

三菱重工の社長は、「三菱の行動は課徴金を惜しんでの裏切りではなく、過去の膿を出し切って社内の体質を変え、談合をなんとしても止めさせたいとの強い思いからだった」と、苦しい胸の内を吐露している。時代が変わったことを示す象徴的な2つの事件だった。

(3)：名古屋市発注地下鉄工事談合事件

名古屋地下鉄工事をめぐる談合事件で、名古屋地検特捜部は07年3月20日、公正取引委員会から告発を受けた大手ゼネコンの大林組、鹿島、清水建設、準大手の前田建設工業、奥村組の計5社と、各社の業務担当者ら5人を独占禁止法違反（不当な取引制限）の罪で起訴した。

大手ゼネコンは05年12月に談合決別を宣言したが、その後も談合を続けていたことが発覚したのだ。

談合に加担していた中堅ゼネコン、ハザマは課徴金減免申請により、公取委の告発と起訴をまぬがれた。ハザマが申請したのは、名古屋地検と公取委が談合事件で動いているとの新聞報道（06年12月15日）があった後の06年12月下旬とみられる（公表されていない）。その時点で、検察、公取委ともほぼ全容をつかんでいたようだ。

検察が独占禁止法違反（不当な取引制限）の罪でゼネコンを刑事訴追するのは初めてだ。談合の護送船団といわれてきたゼネコン業界にも変化の兆しが見えてきた。

[リーニエンシー・ポリシー適用事例]

マリンホースをめぐる国際カルテル事件

マリンホースをめぐる日米欧の国際カルテルが発覚したのは、日本の大手ゴムメーカー、横浜ゴムが米司法省へ自首したことによる。

日英仏伊のゴム製品メーカーの幹部8人が、99年から大手石油会社や米国防総省に納入するマリンホース（海上のタンカーから陸上の貯蔵施設に原油を送るためのゴム製のホース）の価格を高値で維持するため談合していたとして、07年5月初め、米司法省に逮捕された。

新聞報道によれば、米司法省は06年秋、横浜ゴムの米人社員を別のカルテル容疑で逮捕、取調べ中にマリンホースに関する供述を引き出し、横浜ゴムにリーニエンシー申請を持ちかけたようだ（非公表）。横浜ゴムは06年暮れ、日本、欧州連合、英国などリーニエンシー制度のある国に同時申請したとみられている。

日本の公正取引委員会も08年2月20日、日欧6社がカルテルを結んでいたとして独占禁止法違反（不当な取引制限）を認め、リーニエンシーを申請した横浜ゴムを除く5社に排除措置命令を出した。国内で受注実績があるブリヂストンには、238万円の課徴金納付も命じた。ほかに排除命令を受けたのは、英ダンロップ・オイル&マリーン、仏トレルボーク・インダストリーズ、伊マリーヌ・ラバー・インダストリーズ。6社は99年以降、米国やタイ、英国で営業担当者らが

会合を開き、受注調整をしていたとされている。

5.2.2 官製談合防止法（正式名称：入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律、平成14年法律第101号、平成15年1月6日施行）

戦後の日本では、カルテルや談合行為は、企業が存在する上での必要悪といった程度の認識で社会的にも黙認されてきた。しかし、近年、政治家や官僚、官僚OBがからんだ官製談合が次々と発覚し、贈賄などのスキャンダルや官僚の天下り、公金の無駄遣いなどの実態が明らかになるにつれて、談合、特に官製談合に対する社会の目が厳しくなってきた。

このような状況に対処するため、02年7月に官製談合防止法が制定された。公正取引委員会が、入札談合において発注機関職員が関与していたと認めた場合、この法律に基づいて、発注機関に対し必要な改善措置等を求めることができるようになった。

さらに、06年12月の法改正（07年3月14日施行）で、発注機関職員が入札等の公正を害する行為を行なった場合に刑罰（5年以下の懲罰又は250万円以下の罰金）を科する規定が新設された。最近の主な官製談合事件を表4.2に示す。

表 5.2 最近の主な官製談合事件

道路公団道路保全工事談合事件 02年審決	日本道路公団発注の保全工事をめぐり、業者が入札談合を繰り返していた。道路公団は談合を黙認。
北海道岩見沢市談合事件 03年審決、官製談合防止法適用	岩見沢市発注の土木・建築・電気工事等をめぐり、各工事業者が入札談合を繰り返していた。同市の担当者が関与。
新潟市談合事件 04年審決、官製談合防止法適用	新潟市発注の污水管布設工事等をめぐり、業者が入札談合を繰り返していた。同市職員が情報を提供。
日本道路公団鋼橋談合事件 05年審決、官製談合防止法適用 公団副総裁及び理事を起訴、1審の有罪判決に上告中	日本道路公団発注の鋼鉄製橋梁工事について、談合組織をつくり、長年にわたり談合を繰り返してきた。公団OBが関連会社に天下り、談合に関与。
成田空港電機関連工事談合事件 06年公団職員に有罪判決	新東京国際空港公団（当時）発注の電機設備工事をめぐり、公団主導で官製談合。
防衛施設庁発注空調設備工事談合事件 06年幹部を起訴	防衛施設庁発注空調設備工事をめぐり、技術審議官ら3人が官製談合を取り仕切った。
水門設備工事談合事件 07年3月事業者には排除措置命令・課徴金納付命令、国交省に官製談合防止法に基づく改善措置要求	国交省及び水資源機構が発注した水門工事をめぐって、本省及び地方整備局の職員が世話役となって官製談合。三菱重工など3社が課徴金減免制度に基づき自白。 （農水省各地方農政局発注水門工事でも談合があった。）
枚方市清掃工場建設工事談合事件 国交省が07年7月大林組を4ヶ月の指名停止処分、08年1月元大林組顧問2人に有罪判決、同年7月元警部補に有罪判決（2審）	清掃工場建設工事の入札をめぐって、市長、副市長、市会議員が談合に関与。大阪府警警部補が市とゼネコンの仲介役。大林組顧問2人と合わせて6人を大阪地検が競売入札妨害（談合）や収賄・贈賄の罪で起訴。

ほかにも、06年～08年に多数の官製談合事件が発覚している。

- ・ 福島、和歌山、宮崎の各県での公共事業をめぐる官製談合事件
- ・ 独立行政法人・緑資源機構（農林水産省所管）の林道整備調査業務の入札をめぐる談合事件
- ・ 北海道開発局の河川改修工事をめぐる官製談合事件

5.2.3 不正競争防止法（正式名称：公正な競争秩序を維持するための法律、平成5年5月制定）
違法行為を規制する民法の不法行為法の特別法。市場における競争が公正に行われるようにすることを目的として、制定された。

[目的]

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

[不正競争の種類]

15種類の不正競争行為が定められている。主なものを挙げると、

- 1) 周知表示混同惹起行為
周知の商品等表示と紛らわしい商品等表示を使用し、混同を生じさせる行為
- 2) 品質内容等誤認惹起行為
商品に原産地、品質、内容、製造方法などについて誤認させるような表示をして商品を譲渡したり、役務（サービス）に質、内容、用途などについて誤認させるような表示をして役務を提供したりする行為
- 3) 営業秘密不正取得・利用行為等^{*1}
不正な手段によって営業秘密を取得して、使用したり、開示したりする行為
（営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの）
- 4) 技術的制限無効化行為
デジタルコンテンツの視聴や記録を制限している技術的手段を無効にする機器やプログラムを提供する行為
- 5) 競争者信用毀損行為
競争相手の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為

^{*1} 営業秘密の不正取得・利用行為等は、知的財産権の侵害に該当し、また従業員の[守秘義務]や[競争禁止義務]などにも抵触する。従って、5.4.2項「知的財産権に係る法律」や7.4.2項「従業員の守秘義務」の中で、不正競争防止法のこの項目について再度触れることになる。

[損害賠償及び刑罰]

故意または過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。また、不正の競争の目的をもって不正競争（詐欺行為）を行った者には刑罰が科せられる。

5.2.4 贈収賄等の規制に係わる法令・企業憲章等

民間の個人、団体、企業等と公務員や公的立場の人との間の贈収賄に対して、刑罰（刑法第197～198条）が科せられる。

また、国家公務員には、国家公務員倫理法および国家公務員倫理規定（何れも00年4月施行）により、利害関係者からの贈与等が禁止、あるいは制限されている。さらに、これらの法や規定に違反した公務員に対する懲戒処分の基準が、人事院規則に細かく定められている。

[国家公務員倫理規定の要点]

- ・ 過去3年間の利害関係者も現在の利害関係者とみなす。
- ・ 利害関係者との間で禁止される行為の例：
 - 1 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。
[例外] 一般に配布されている宣伝用の物品や記念品など。
 - 2 供応接待を受けてはならない。
[例外] 会議で提供された茶菓、簡素な飲食物。
 - 3 無償でサービスの提供を受けてはならない。
[例外] 特別な事情における車の送迎サービスなど。
 - 4 自己負担でも一緒に会食、旅行、ゴルフなどしてはならない。
[例外] 多数の者が参加する立食パーティーでの会食。
- ・ 私的な関係を有する者等との間において例外的に認められる行為の例：
高校生時代からの友人から結婚祝を貰う。親戚から、親の葬儀に際して香典を貰うなど。
- ・ 私的な関係にある利害関係者との間の行為が、許されるものであるかどうか疑問がある場合には、倫理監督官に相談すること。

[人事院規則における懲戒処分の基準の例]

利害関係者から金銭・物品の供与を受ける・・・免職、停職、減給または戒告
利害関係者から供応接待を受ける・・・・・・・・減給または戒告

[地方公務員の倫理規定]

国家公務員倫理法第43条に「地方公共団体は、この法律の規定に基づく国の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。これに基づいて、各地方自治体でも公務員倫理に関する条令が定められている。

[外国公務員に対する贈賄の禁止]

1997年、OECD（経済協力開発機構）において、不正競争を防止するため、外国公務員贈賄防止条約が制定され、日本を含む33カ国が署名した。日本では、これを受けて98年、不正競争防止法第18条に外国公務員への不正利益供与規定が盛り込まれた（第7章で再度取り上げる）。

[企業間の贈収賄]

企業間の贈収賄（商業賄賂）については、法的規定は明確でない。会社役員であれば商法の特別背任罪、社員であれば労働法の忠実義務違反に該当するか否か、が問われる。

多くの大企業は、企業憲章、企業行動指針等を制定し、その中で、社員が不当な利益の授受をしないことを社会に対して宣言していて、これに違反すれば社内罰が科せられる。

5.3 消費者の安全を守るための法律

5.3.1 消費者生活をめぐる事件・事故

最近の消費者生活をめぐる主な出来事を表 5.3 にまとめた。次いで、主な法令とその制定・改正の契機となった事件・事故について説明する。

表 5.3 最近の消費者生活をめぐる主な出来事

消費者生活をめぐる事件・事故	消費者の安全を守るための政策
96 ・病原性大腸菌 0-157 による集団食中毒事件	93 ・不正競争防止法公布
98 ・環境ホルモン問題化	94 ・製造物責任法公布
99 ・所沢市の野菜をめぐりダイオキシンの風評被害	97 (消費税3%から5%に引き上げ)
00 ・雪印乳業低脂肪乳の食中毒事件	99 ・家庭用品品質表示法公布
01 ・三菱自動車のクレーム隠しが発覚	
02 ・国内初の BSE 感染牛発生	02 ・官製談合防止法公布
02 ・協和香料化学の無認可香料事件	
03 ・三菱自動車の欠陥車による死傷事故	
03 ・米国で BSE 感染牛確認→米国産牛肉を輸入禁止	03 ・食品安全基本法公布
04 ・浅田農産鶏インフルエンザ事件	04 ・食品安全委員会設置
04 ・六本木ヒルズの自動回転ドアで男児の死亡事故	04 ・消費者基本法公布 (消費者保護基本法を改称)
05 ・三井物産の排ガス浄化装置データ偽造が発覚	05 ・公益通報者保護法公布
05 ・姉歯建築設計事務所の構造計算書偽造が発覚	05 ・改正独禁法 (課徴金減免制度導入) 公布
06 ・松下電器石油温風機で死傷事故	
06 ・パロマ工業ガス瞬間湯沸器で死傷事故が表面化	06 ・改正消費生活用製品安全法 (重大製品事故の報告義務化と公表)
06 ・シンドラ社製エレベーターで死亡事故	
06 ・プールで小2 女児が流水口に吸い込まれて死亡	
06 ・ジェットコースターの脱線で死傷事故	
06 ・米国産牛肉輸入再開 →背骨混入発覚 →再禁輸 → 輸入再開	
07 ・ミートホープの牛ミンチ偽装が発覚	
07 ・東京都渋谷区の温泉施設で天然ガス爆発事故	
08 ・中国製ギョーザの農薬混入事件	
08 ・こんにゃくゼリーによる死亡事故が表面化	
08 ・三笠フーズの事故米を食用に転売が発覚	
07 ~09 ・食品の産地偽装、品質偽装、消費・賞味期限の改ざん、余った食材の使いまわし、ずさんな衛生管理などが発覚	09 ・消費者庁の設置及びこれに関連する法令の改正
07 ~09 ・製品のデータ偽造・偽装・価格カルテルなどが発覚 (建材・サッシ等の耐火性能偽装、高速道路路資材の試験データ捏造、鋼材の品質データ偽造、亜鉛めっき鋼板の価格カルテル等)	09 ・消費者安全法公布
	09 ・9月1日、消費者庁発足

5.3.2 消費生活用製品安全法（73年制定、経済産業省所管）

消費生活用製品による事故の発生を防止することを目的として、昭和48年に制定された。

自動車や医薬品のように、ほかに安全を規制する法律があるものは、この法律の対象から除かれている。

製品の安全に係わる法令には、消費生活用製品安全法のほかに、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（LPG法）があり、これらはまとめて、**製品安全四法**と呼ばれる。

製品安全四法では、ほぼ同様の規制手法が用いられている。例えば、特に危険とみなされた製品については、それぞれ特定製品、特定電気用品、特定ガス用品、および特定液化石油ガス器具と称して、これらの製品の製造・販売等について細かく規制している。

消費生活用製品安全法に特有の規定として、特定製品に限らず消費生活用製品全般について、安全性確保に向けた事業者の自主的な取り組みの促進や、重大な危害が発生したときの主務大臣による緊急命令（後述の改正法では、危害防止命令）の発動などがある。

法第82条（旧法）の規定に基づく緊急命令^{*1}が05年11月、一酸化炭素中毒事故を起こした松下電器産業の温風暖房機を対象に、初めて発動された。次いで06年8月には、一酸化炭素中毒事故が相次いだパロマ工業製ガス瞬間湯沸器についても、緊急命令が発動されている。

^{*1} 旧法82条（緊急命令）の骨子

主務大臣は、消費者生活用製品の欠陥により消費者の生命や身体に重大な危害が発生した場合または発生の危険がある場合、その製品の製造または輸入を行う事業者に対して、製品の回収、その他危害の拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう、命じることができる。

改正法（06年12月公布）では第39条の危害防止命令が、これに相当する。

[松下電器石油温風機欠陥事故]

05年1月5日、福島県南会津郡伊南村のペンションで、松下電器産業（現パナソニック）製の石油温風機から漏れた一酸化炭素(CO)により、小学生1名が死亡、父親が意識不明の重傷を負った。同じような事故が、同年2月23日に長野県茅野市の住宅で発生し、2名がCO中毒になり、うち1名が8日間入院。さらに、同年4月13日に長野市の美容院で3名がCO中毒になり、うち2名が1日検査入院、といった事故が相次いだ。

事故機はいずれも、松下電器が85～92年に製造した石油温風機で、温風機内部の燃焼用空気を送るゴムホースが老朽化のために亀裂が入り、不完全燃焼して起きたCO中毒事故だった。

同年4月下旬、松下電器はこれらの事故を発表し、無償修理を始めたが、周知されず、またもや11月21日、長野県上田市の住宅でCO中毒により1名が死亡、1名が重体の事故が起った。

経済産業省は事態を重視し、11月29日、消費生活用製品安全法第82条（旧法）に基づき、事故の危険性の周知と、製品の回収を徹底するよう、緊急命令を出した（同法による緊急命令の発動は、これが初めて）。

しかし、緊急命令発動の直後の12月2日、修理済みの石油温風機で、82歳の男性がCO中毒で意識不明の重体になる事故が起った。これは、ゴムホースから交換した銅製ホースが外れた修理ミスによる事故だった。作業をしたのは山形ナショナル電機の従業員。松下グループのずさんな安全管理体制が浮き彫りになり、世間から強い非難を浴びた。

松下電器が本腰を入れて対象製品の有償回収などの対策に乗り出したのは、これ以降だった。

松下電器が対象製品の回収等に要した費用は240億円と言われている。しかしそれ以上に、松下電器の社会的信用の失墜は大きな痛手となった。

なお、最初に起きた05年1月の事故について、福島県警は08年8月、松下電器産業の立件を見送る方針を明らかにした。長期間の使用（10数年使用）による故障を松下側が予見できなかったうえ、一連の事故で最初の事故だったために「回避責任」は問えないと判断したようだ。

一方、ペンション経営者に対しては、事故前に石油温風器から異臭がすると宿泊客から指摘を受けてテープを巻くなど、ゴムホースの劣化に気付きながら部品交換などの対応を怠ったと判断し、業務上過失致死傷の疑いで福島地検に書類送検した。

[パロマ工業製ガス瞬間湯沸器事故]

80年4月以降、パロマ工業が製造したガス瞬間湯沸器によるCO中毒事故が相次ぎ、85年から05年にかけて28件の事故で21人が死傷した。

約10年前（1996年2月下旬頃）の息子の死因について、母親が警察に再捜査を求め、06年7月、ようやく一連のCO中毒事故の真相が明らかにされた。^{*1}

安全装置の設計ミスで電気回路のはんだ割れが生じ、ガスが点火しない状態になりやすいことから、系列の修理業者による安全装置迂回の不正改造が横行した。その結果、換気扇が作動しなくてもガスの燃焼が可能となり、不完全燃焼によるCO中毒事故につながった。安全装置の経年劣化による事故も一部あったが、事故の多くはこの安全装置の不正改造が原因だった。

事態を重視した経産省は06年8月28日、パロマ工業に対して消安法第82条（旧法）に基づく緊急命令（製品の回収、消費者への注意喚起、状況報告）を発動するとともに、厳重注意（事故処理体制の整備等）を行った。

パロマ工業が事故原因究明のために設置した有識者による第三者委員会（委員長・安部誠治関西大学教授）は06年12月21日、報告書「事故の再発防止と経営改革に関する提言」を発表した。その中で第三者委は、

「安全装置の不正改造が直接の原因。製品に欠陥があったとはいえない。欠陥をいうなら、それはむしろ事故に対するパロマ社の対応のあり方にあった。長期にわたって重大事故が継続しているのに、会社は十分把握していなかった。管理体制の不備、安全意識の低さが対策の遅れを招き、被害を拡大させた。」

と企業の体質を厳しく批判した。また事故の背景に、同族会社である同社の特異な企業体質があることを指摘した。

にもかかわらず、パロマ工業の反省は甘かった。08年6月25日、経産省はパロマ工業の対応がずさんだとして、消安法に基づき同社に危害防止命令を出して作業の徹底を指示した。経産省が同一製品で2回の行政処分をしたのは初めてのことだ。^{*2}

^{*1} 江花優子著『君は誰に殺されたのですかーパロマ湯沸器事件の真実ー』、新潮社、2008年11月。

^{*2} 東京地検は07年12月11日、パロマ工業の前社長（事故当時社長）と元品質管理部長（事故当時品質管理部長）を業務上過失致死傷の罪で起訴。東京地裁は10年5月11日、死亡事故続発を認識しながら、製品回収などの抜本対策を怠ったなどとして、両被告に有罪判決を言い渡した。

[消費生活用製品安全法の改正]

パロマ工業製ガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダーによる幼児手指切断事故などにおいて行政に事故情報が報告されていないことにより、行政の対応に遅れを生じた等の事情を踏まえ、

事故報告を製造業者等に義務づけるための法改正が06年12月6日に公布、07年5月14日から施行された。

主な改正点は、

- (1) 製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の主務大臣への報告を義務づける。
- (2) 主務大臣は、重大製品事故の発生・拡大を防止するため必要と認めるときは、製品の名称や事故の内容等を公表する。
- (3) 関連事業者（小売事業者、修理事業者、設置工事事業者）に対し、製造・輸入事業者への事故情報の通知に努めることを責務として求める。

[他社製品でもCO中毒事故]

改正法が公布されて施行されるまでの間に、パロマ工業製以外でも瞬間湯沸し器によるCO中毒事故が多発していたことが次々と見つかった。

経済産業省は07年2月9日、リンナイ製によるCO中毒事故が00年以降少なくとも5件あり、3人が死亡、12人がCO中毒になったことを発表した。室内の空気を使って燃焼するタイプで、使用中は換気すべきところを、してなかった。熱交換器内部にすすが溜まり、高濃度のCOが発生したと考えられている。

さらに、同形式（開放式）の他社製品で少なくとも11件の事故があり、2人が死亡、20人以上が中毒にかかっていたことも分かった。

これらの事故は、いずれも発生時に現地のガス会社から経産省に報告されていたが、購買者には十分周知されなかったことが、事故拡大につながったとみられる。

5.3.3 食品安全基本法と食品安全委員会

1996年5月に0-157による集団食中毒事件、99年2月に埼玉県所沢市などの野菜をめぐるダイオキシンの風評被害、00年6月に雪印乳業の低脂肪乳に混入した黄色ブドウ球菌の毒素による大規模な食中毒事件などのほか、無許可添加物の使用、原産地の偽装表示なども多発し、食品の安全が国民の最大関心事の1つとなってきていた。さらに01年9月10日、我が国でもBSE感染牛が初めて確認され、行政の対応のまずさもあって、消費者の行政不信、牛肉への不安が一挙に高まった。

このような混乱の反省のもとに急遽設置された「BSE問題に関する調査検討委員会」の提言を受けて、国は03年に**食品安全基本法**を制定、内閣府に**食品安全委員会**を設置して、新たな食品安全行政の取り組みを始めた（第3章 p. 21, および pp. 24~25 参照）。

[食品安全基本法]（03年5月制定、内閣府所管）

食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として、国・地方公共団体・事業者・消費者の責務や役割、食品のリスク評価の実施、リスク管理の策定、リスクコミュニケーションの促進、緊急事態への対処、食品安全委員会の設置などについて規定している。

[食品安全委員会]（03年7月、内閣府に設置）

科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に食品のリスク評価を行う内閣府の機関。

委員長以下7人の委員（内閣総理大臣が国会の承認を得て任命、任期3年）で構成され、その下に15の専門調査会が設けられている。

5.3.4 食品衛生法と JAS 法

[食品衛生法] (1947年制定、食品安全基本法の制定に伴い03年5月に大改正。厚生労働省所管)
 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために、食品・添加物・器具容器の規格・表示・広告・検査などの原則を定める。規定に違反した者には、営業許可の取消、営業の禁止または停止、さらに懲役または罰金などの処分がなされる。

[旧 JAS 法]*¹ (正式名称：農林物資規格法。1950年制定、旧農林省所管)
 農林大臣が定める JAS 規格に合格したものに対し「JAS マーク」を付して保証を行うことが主たる目的だった。

*¹ JAS は Japanese Agricultural Standard (日本農林規格) の頭文字

[新 JAS 法] (正式名称：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律。1970年制定。農林水産省所管)

旧 JAS 法の「JAS 規格制度」に、特定の食品などに品質表示基準を定めてその遵守を義務づける「品質表示基準制度」を加え、この2つの制度を主たる目的とする法律に改正された。

後者について、例えば政省令などで、生鮮食品については名称及び原産地、加工食品については名称、原材料名、内容量、製造業者名などの表示を義務づけている。

従来は、是正の指示・公表 → 指示に従うよう命令・公表 → 罰則 の3段階の処分だったが、09年4月の法改正で、偽装表示をすると直ちに公表と罰則が科せられることになった。罰則も厳しくなった。

[食品の表示義務]

食品の表示義務が、厚生労働省と農林水産省によって次のように定められている。

表 5.4 食品の表示義務

	食品衛生法	JAS 法
所管省庁	厚生労働省	農林水産省
表示の目的	衛生上の危害の防止	消費者の商品選択に資する
表示対象食品	加工食品および一部の生鮮食品 (食肉製品、乳製品、鶏卵等)	すべての飲食品
表示すべき事項	賞味期限* ¹ または消費期限* ² 、 食品添加物、アレルギー物質等	賞味期限* ¹ または消費期限* ² 、 原産地、原材料等

*¹ 賞味期限 = (劣化速度が比較的緩慢な食品について) 品質の保持が十分に可能であると認められる期限のこと。期限の設定は業者に任せられている。

*² 消費期限 = (劣化速度が速い食品について) 腐敗、変敗などの品質の劣化に伴い、安全性を欠く恐れがないと認められる期限のこと。製造日を含めておおむね5日以内。国が定めたガイドラインをもとに業者が自主的に定める。

[食品表示 110 番]

農林水産省は、食品の品質表示の適正化を図る目的から、全国の地方農政局や地方農政事務所

に、消費者等からの情報を受けるためのホットライン「食品表示 110 番」を設置し、02 年 2 月より運用を開始した。都道府県レベルで、同様の窓口を設置しているところもある。年間 2 万件前後の問い合わせがあっている。表示や食品の安全性に関する問い合わせが主だが、表示違反に関する情報提供等も多い。

08 年 9 月に発覚した三笠フーズの事故米不正転売事件^{*1}も、「食品表示 110 番」への匿名の電話が発覚の発端だった。

^{*1} 米販売会社三笠フーズが、工業用途の条件で政府から購入した事故米を食用と偽って転売した事件。事故米からは、有機リン系の農薬成分・メタミドホスや、発がん性が指摘されているカビ毒のアフラトキシン B1 が検出された。農水大臣と農水省事務次官が、この問題をめぐる農水省の一連の対応の責任をとって辞任した。大阪、福岡、熊本の 3 府県警合同捜査本部は 09 年 2 月 10 日、同社社長の冬木三男容疑者ら同社幹部らと取引先の仲介会社社長の計 5 人を不正競争防止法違反（虚偽表示）容疑で逮捕した。

5.3.5 薬事法とその周辺

[薬事法]（1960 年制定、厚生労働省所管）

医薬品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制などを定める。

新医薬品や新医療機器について、企業は厚労省に製造販売承認の申請を行い、これを受けて厚生労働省は（独）医薬品医療機器総合機構における品質、有効性及び安全性の審査にかけ、その結果をもって厚生労働大臣の諮問機関である**薬事・食品衛生審議会**^{*2}に諮る。審査をパスしたもののには、厚生労働大臣から製造販売承認が与えられる。

^{*2} 厚生労働省設置法の規定に基づき厚生労働省に置かれる審議会で、新薬の承認審査や食品の安全性審査などを行う。薬事分科会と食品衛生分科会が置かれている。

[健康食品等には法令上の保証はない]

近年、国民の健康志向の高まりとともに「健康食品」の名の下で販売される商品が急増している。しかし、「健康食品」には法令上の明確な定義はない。業者が勝手に「健康に良い食品」と解釈して売っているだけのこと。「健康補助食品」、「栄養補助食品」、「サプリメント」なども同じ。

栄養成分が含まれていて何らかの効果がありそうなものもあるが、これらのいわゆる「健康食品」は、法令上はあくまでも「食品」の 1 つである。何の基準もなく市場に氾濫すると、国民の健康を損なう恐れもある。現に、品質や販売方法などに問題がある悪徳業者も多い。

そこで厚生労働省は、消費者に正しい情報の提供を行うとともに、安全性や有効性に確かな選択ができるよう、01 年 4 月に栄養改善法（現健康増進法）の改正を行い、「保健機能食品制度」をスタートさせた。これに伴い、91 年に制度化されていた「特定保健用食品」に加えて、新たに「栄養機能食品」が定義された。

「特定保健用食品」や「栄養機能食品」は厚生労働大臣が許可した保健機能食品であるが、このほかに民間の品質基準もある。厚生労働省所管の財団法人「日本健康・栄養食品協会」は、クロレラ、プロポリスなど 59 種類の健康食品に品質の自主基準を作成。この基準に合格すると「JHFA マーク」が付けられる。医薬品、保健機能食品といわゆる健康食品の比較を表 5.5 に示す。

表 5.5 医薬品、保健機能食品といわゆる健康食品

	医薬品		保健機能食品		いわゆる「健康食品」
	医療用医薬品*1	OTC 医薬品*2	特定保健用食品*4	栄養機能食品*5	
定義している法律	薬事法		健康増進法	健康増進法 食品衛生法	なし
表示	国の認可により効能効果表示可能			規定の栄養機能のみ表示可	効能を表示できない
販売	薬局・薬店のみ	一般小売店で販売可能 (ただし、OTC 医薬品の販売には条件が付く*3)			

*1 医師の処方箋が必要。

*2 OTC 医薬品 (Over The Counter Drug) : 一般用医薬品、大衆薬とも呼ばれる。

*3 06年の薬事法改正(09年6月1日施行)により、一般用医薬品の販売方法が大幅に変更され、呼び方もOTC医薬品に変わった。消費者に副作用等の情報を提供する必要性が高い方から順に第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品に分けられる。第1類を販売する店は薬剤師を常駐させなければならない。第2類、第3類を販売する店は薬剤師または登録販売者(都道府県が実施する試験に合格した者)を常駐させなければならない。

*4 特定保健用食品: 食生活において特定の保健目的で摂取したとき、その目的が期待できる旨を表示することを国が認めた食品。

表示例 ①血圧が高めの方の食品、②おなかの調子を整える食品、
③体に脂肪がつきにくい食品

*5 栄養機能食品: 食生活の乱れなどにより不足しがちな栄養成分の補給を目的とした食品。機能表示できる栄養成分は、ビタミン類12種類、カルシウム、鉄などのミネラル5種類。

[ニセ医薬品について]

無承認無許可医薬品(ニセ医薬品)に医薬品的な効能効果を標榜、暗示した広告などは、薬事法で禁止されている。無承認無許可医薬品に医薬品的な効能効果の標榜の例は、

○ガンが治る ○便秘が治る ○慢性病に良い ○疲労回復、強壮、体力増進

いわゆる「健康食品」も、薬効があることを標榜すると、その時点で医薬品として取扱われ、意図的にニセ医薬品を製造販売したとして、薬事法違反ということになる。

ニセ医薬品の広告の事例:

05年10月5日警視庁は、がん患者の体験記などを紹介した書籍の中で、「末期がんに効く」などとアガリスクを使った健康食品の薬効をうたった広告をしたとして、出版社や販売会社の役員らを薬事法違反(無許可販売)の疑いで逮捕した。

アガリスク自体は食用キノコで、その加工品は医薬品ではない。薬事法では医薬品としての承認を受けていない健康食品を薬効があるかのような広告をし、販売することを禁じている。

さらに、薬事法違反事件で対象となった2冊の本の中の体験談はすべて1人のフリーライター創作だったことが、警視庁の調べでわかった。

5.3.6 暮らしに身近な商品、サービスの不当表示

食品・医薬品以外の暮らしに身近な商品やサービスについても、景品表示法や家庭用品品質表示法などで不当表示が禁止されている。

〔家庭用品品質表示法〕（99年制定、経産省所管）

繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、特に品質表示の必要性が高いものについて、成分、性能、用途、取り扱いの注意などの表示を義務付けている。経済産業大臣は、守らない表示をしている事業者に対し、「指示」→「公表」→「適正表示命令」の手順を踏んで、→「罰則をもって強制する強制表示命令」を発することができる。

〔景品表示法〕（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法。62年制定、公正取引委員会所管）

過大な景品類や虚偽・誇大な表示による不当な顧客誘引行為を規制することにより、公正な競争を確保することを目的として、独占禁止法の特例法として制定された。

不当な表示には、次の3つの類型がある。

優良誤認表示（商品・サービスの品質、規格などについての不当表示）

有利誤認表示（商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示）

そのほか商品・サービスの取引に関する事項について公正取引委員会が指定する表示
行政措置の手順は、

一般からの申告・職権による探知等 → 調査 → 警告・弁明の機会の付与 → 排除命令
→ 確定・不服申立て → 審判・審決。

警告および排除命令は公表される。都道府県知事も景品表示法に基づく権限を有しており、違反行為者に対して、行為の取りやめ、訂正広告を行なうことなどを指示できる。

03年の法改正で、不実証広告規制が導入された。不実証広告規制とは合理的な根拠を示せない広告の規制である。これまで、表示が不当であるかどうかは、公正取引委員会が実証しなければならなかったが、今後は、表示が合理的であることの立証責任を業者側が負うことになった。この法改正や一般の人からの申告の増加で、最近公正取引委員会が景品表示法違反で排除命令（問題表示の取りやめ、公表）を発した件数が急増している（07年度56件、08年度52件）。

排除命令を受けた商品と排除理由の例

- ・家庭用磁気活水器

「体内の活性酸素を消去」、「風呂場のカビの発生を抑える」などの広告に根拠がない。

- ・超音波蚊よけ器

「蚊が逃げる」、「血を吸うメスの蚊が嫌う周波数の音波を発生」などの表示に根拠がない。

- ・トイレ用芳香消臭剤、芳香洗剤

「銀イオンで除菌」、「銀イオンで黒ズミを防ぐ」と表示されていたが、実際には効果がない。

- ・携帯電話用銅版シート

携帯電話に装着すれば「電波の受信状態が良くなる」「電池が長持ちする」などの広告に根拠がない。

- ・「省エネ」冷蔵庫

リサイクル素材を使った「省エネ」製品と宣伝していたが、実際にはその素材をほとんど使っていなかった。（この機種は09年1月に財団法人・省エネルギーセンターの省エネ大賞会長賞を受賞していたが、排除命令が発令された4月20日に、受賞は取り消された。）

5.3.7 消費者庁及び消費者委員会の設置

消費者行政を一元的に担う「消費者庁」が09年9月1日、内閣府の外局として設置された。同日、民間の有識者による監視組織「消費者委員会」も発足した。

[消費者庁設置の背景]

これまで見てきたように、消費者の利益や安全を守るための法律は多数あり、所管する省庁もいろいろあって、複雑だった。

表5.6は、最近の食品表示偽装事件について適用された法律及び所管府省庁を比較したものが、事件と法律との関係を理解するのは素人には難しい。

表 5.6 食品表示偽装に係わる法律の比較

事 例	適用された法律	法律の目的	所管府省庁
ミートホープの牛ミンチ偽装 ^{*1}	不正競争防止法 社長は不正競争防止法違反(虚偽表示)と詐欺罪で懲役4年の実刑判決	業者間の公正な競争の確保	経済産業省
山形屋の偽地鶏	景品表示法 警告	公正な競争の確保	公正取引委員会
石屋製菓の「白い恋人」賞味期限の改ざん	JAS法 再発防止の指示	消費者の経済的利益の確保	農林水産省
赤福の「赤福餅」製造日の改ざん	食品衛生法 営業停止(約4ヶ月後再開)	衛生上の危害の防止	厚生労働省

^{*1} ミートホープの牛肉偽装事件について、農水省は食品表示に対する信頼を損なったとして、同社を厳重注意した。JAS法は一般消費者向け商品の品質表示を定めているため、業者間取引の責任は問えず、厳重注意の行政指導にとどまった(08年4月1日より、業者間取引にも原材料表示を義務付けるよう、品質表示基準が改正された)。

なお、同社社長が別途、不正競争防止法違反の罪に問われたのは本表に記載のとおり。

問題は、素人に分かりづらいいだけではない。監督官庁が多岐にわたると、情報の収集や責任の所在があいまいになり、担当官の注意は散漫になる。

ミートホープ牛ミンチ偽装事件では、会社の元役員らが北海道農政事務所に会社の不正を告発したが、まともに調査されないまま放置された。たまりかねて朝日新聞社に通報して、事件がおおやけになった。

三笠フーズの事故米不正転売事件でも、福岡農政事務所は汚染米を破砕して粉にする作業に5年間で96回も立ち会いながら、不正を見抜けなかった。福岡農政事務所の食品表示110番に匿名電話があり、調査を担当してきたのは別の部署の職員が2度目の電話で流通先を聞き出したのが、発覚の端緒となった。

パロマ工業製ガス瞬間湯沸器の事故も、28件発生し、21人の死傷者が出ているのに、会社も警察も行政当局も状況を十分把握できていなかった。通報先がばらばらで、情報が共有されなかったためだ。息子の死に納得できない母親の執念によって、10年後にようやく事件が明るみに出た。

さらに、法令が屋上屋を重ねても、どの法令にもひっかからない「すきま事案」も発生する。

08年、兵庫県の男児がこんにやくゼリーをのどに詰まらせて死亡する事故が起った。国民生活センターの調べで同様な事故がこれまでに17件起きていたことが分かった。この食品は成分自体に問題ないことから厚労省所管の食品衛生法には触れず、かといって、農水省や経産省に事業者に対する行政処分の権限が見つからない。つまり、これまでの法体制では規制できない「すきま事案」だった。

消費者庁は、このような縦割り行政の弊害を無くし、消費者の利益や安全にかかわることに一元的に取り組むことを目指す。

[消費者庁設置後の消費者行政]

消費者庁は、内閣府、公正取引委員会、経済産業省、農林水産省、厚生労働省などの消費者担当部門から出向した200人余の職員からなる。これに弁護士、消費生活相談員、学者ら非常勤職員約60人が加わる。商品表示、取引、業法、安全、生産等の各分野に関連する法令を関係府省庁から移管または共管し^{*1}、消費生活における事故の情報収集や各省庁への監視・勧告、事業者への処分などの権限が与えられる^{*2}。

消費者安全法（消費者庁の所管）は、消費者安全確保のための基本方針の策定や消費者被害の防止のための措置等を定めた法律。消費生活に関する相談や苦情を受け付ける消費生活センターが各地方自治体に設置されることになる（都道府県は必置、市町村は努力）。

消費者庁設置後の消費者行政のイメージを図5.2に示す。

- *1 消費者庁法の施行に伴い、景品表示法が公正取引委員会から消費者庁に、また消費者基本法、製造物責任法、公益通報者保護法等が内閣府本府から消費者庁に、移管された。
- *2 消費者庁の中に消費者安全調査委員会が2012年10月1日に設置された。委員会は事故の原因を調べ、再発防止策を事業者や関係省庁に提言する権限を持つ。

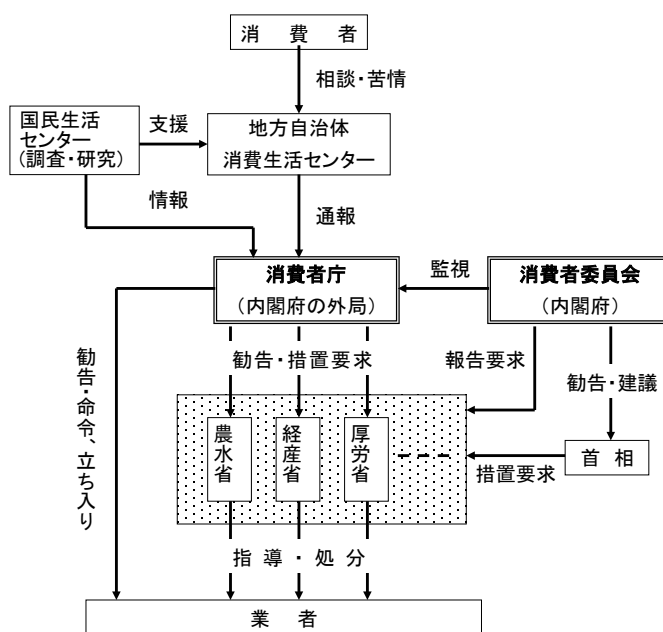


図 5.2 消費者行政のイメージ

5.4 知的財産権を保護するための法律

5.4.1 知的財産基本法

産業上の発明や著作物など人間の知的創造物は、創造者の財産であるのみならず、国の活力の源泉となる国の財産でもある。近年、これらの知的財産の創造を促進し、その権利を保護し、活用することが、わが国の産業の国際競争力を強化し、経済を活性化するために重要になってきた。

そこで、わが国として知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図るため、02年2月に関係閣僚及び有識者からなり、内閣総理大臣が開催する「知的財産戦略会議」が設置された。集中審議の結果、同年7月の第5回会合において「知的財産立国」を国家目標とする「知的財産戦略大綱」が決定された。

この大綱に基づいて、次の諸政策が直ちに実行された。

- ① 知的財産基本法の制定（02年12月4日公布、03年3月1日施行）
- ② 知的財産戦略本部の設置（03年3月1日）
- ③ 知的財産高等裁判所の設置（05年4月1日）

知的財産基本法第2条に定義されている知的財産および知的財産権（intellectual property rights）は、次表に示すように、3項に大別できる。

表 5.7 知的財産と知的財産権

	知的財産	知的財産権
1	発明等の人間の創造的活動により生み出される財産	<u>特許権</u> 、 <u>実用新案権</u> 、 <u>育成者権</u> 、 <u>意匠権</u> 、 <u>著作権</u> 、
2	商標等の事業活動に用いられる商品・役務を表示する財産	<u>商標権</u>
3	営業秘密等の事業活動に有用な情報財産	法律（不正競争防止法等）に定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利

註：下線を引いた分をまとめて産業財産権（あるいは工業所有権）と呼ぶこともある。

特許法、実用新案法など、個別の知的財産権を保護するための法律は、知的財産基本法が制定される以前から制定されていた。

これに対して、知的財産基本法は、知的財産の創造、保護、活用に関し、基本理念およびその実現を図るために基本となる事項を定め、国として積極的に取り組む姿勢を示したものと言えよう。

5.4.2 知的財産権に係る法律

次表に、知的財産権に係る一連の法律の要点を記す。

表 5.8 知的財産権と法律

法律	保護の対象	権利の存続期間
特許法	物（プログラム等を含む）・方法の発明	出願から 20 年
実用新案法	物品の形状、構造、組合せに係る考案	出願から 6 年
意匠法	物品の形状、模様、色彩等についての工夫	登録から 15 年
商標法	自己の商品・サービスを他者のそれと区別するための文字、図形、記号等	登録から 10 年（更新可）
著作権法	著作物（プログラム等を含む）	出願不要、 死後 50 年 （法人は公表から 50 年）
半導体集積回路の回路配置に関する法律		登録から 10 年
種苗法		登録から原則 20 年
不正競争防止法	不正競争（商品の模倣・不正表示や営業秘密の不正取得・使用・開示等）の防止及び損害賠償に関する措置。	

5.4.3 特許法

特許は、製造を業とする企業にとって最大の知的財産であり、事業活動の基盤である。厳しい競争社会の中にあって、競争優位実現の手段として、「早く、広く、強い」特許権の確保が企業に、また研究開発に従事する科学技術者に要求されている。

[特許法の目的]

発明が法律によって保護されることにより、発明努力にインセンティブが与えられ、技術が進歩し、経済が発展する。特許法第1条で、法律制定の目的を次のように述べている。

(目的)

第1条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

[特許を受けるための要件]

(1) 自然法則を利用した発明であること

単なる科学的発見や経済学に属するテクニック等はこの要件を欠く。

(2) 産業上利用できること

例えば、手術や治療など、医師が行う医療行為はこの要件を欠く。

(ただし、皮膚や骨などの再生医療、あるいは遺伝子治療など、最新の先端技術を駆使した医療技術については新産業としての有用性が出てきたため、特許審査基準が見直され、03年8月以降、特許権が認められるようになった。)

また、ビジネスモデルそのものは特許の対象にならないが、インターネットを利用したビジネスモデル^{*1}には特許権が認められている。

^{*1} ビジネスモデル特許 = ビジネスとコンピューター・通信技術とを複合した新しいビジネス手法、モデルに関する特許権。顧客に専用の振込み口座番号を割当てて入金照合を自動的にできるようにしたシステム、葬儀開始・終了時に祭壇のスクリーンに遺影を映す葬儀方法など。

(3) 新規性を有すること

公知の技術、公用されている技術、刊行物に記載された技術は不可。
発明者が発表した場合は6ヶ月以内に出願することが要件。

(4) 進歩性を有すること

従来技術水準からは容易に考え付かないような発明であること。

(6) 最初に出願した者であること

日本を初め、殆どの国が先願主義。米国は先発明主義（後述）。

なお、公序良俗に反する発明等は、特許を受けることができない。

[出願から特許権取得までの流れ]

出願から特許権取得までの主な流れを下図に示す。説明は省略させていただく。概略は、特許庁のホームページから知ることができる。詳しくは専門書を参照されたい。

誰が特許出願できるか、誰が特許発明を実施できるか等については、後述する（5.4.4項）。

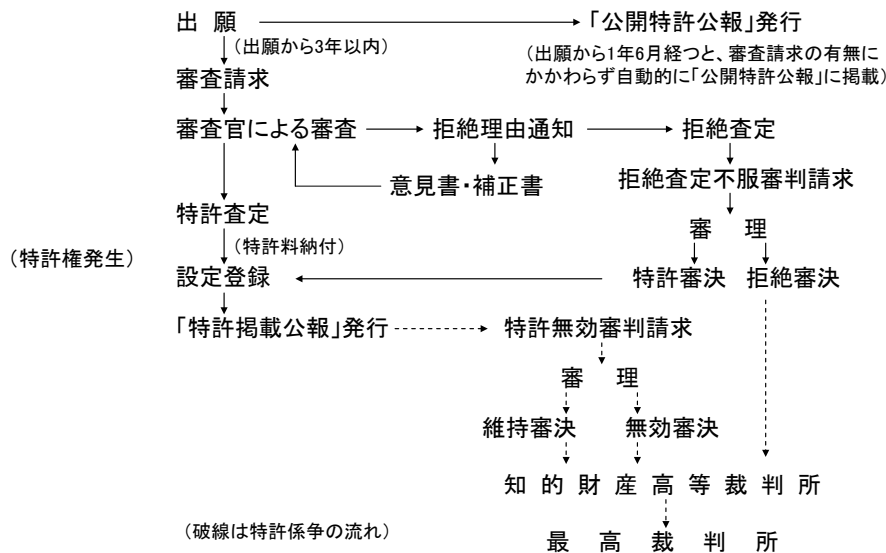


図 5.3 出願から特許権取得までの流れ

[特許権の活用法]

特許権は、それを保有する企業が自社の製造技術として利用できるだけでなく、他者に実施権を許諾することにより、その対価を得て企業収益とすることができる。特許権には、ほかにもさまざまなメリットがある。特許権の活用法をまとめると、

- 1) 特許権者は、特許発明を独占的に実施できる権利を有し、自ら実施して利益を上げることができる。
- 2) 自分(自社)が直接利用しない特許でも、競争関係にある他者(他社)を牽制することができる。
- 3) 他者が無断で特許発明を事業として実施している場合、それ止めさせることができる。また過去に実施していたことが判明した場合、損害賠償を請求することができる。
- 4) 他者に専用実施権あるいは通常実施権^{*1}を許諾することにより、その対価(ロイヤリティ^{*2})を得ることができる。ロイヤリティを企業収益の柱とする会社も増えている。
- 5) 自分の有する特許の通常実施権と他者の有する特許の通常実施権を相互に許諾し合うことができる(クロスライセンス)。
- 6) 特許権を担保に金銭を借りることができる。特許発明の事業化を目指す起業家が、この制度を活用して、事業を軌道に乗せるまでに要する資金の一部を調達することが可能となる。

^{*1} 実施権には専用実施権(1者のみに実施権を許諾)と通常実施権(複数の者に実施権を許諾)があり、さらに通常実施権には許諾実施権、法定実施権(職務発明につき使用者が有する実施権、先使用权など)、および裁定実施権(公益上必要な実施権など)の3種がある。

^{*2} ロイヤリティ(royalty)＝ライセンス料。ライセンス(license)＝実施権。
ロイヤリティには、一時金とランニングロイヤリティ(出来高払い)がある。

特許は公開されるので、発明の一部を特許にせずにノウハウとして秘密にしておくのも戦略の一つ。ただし、他者が特許化するリスクを伴う。他者が特許化した場合、先使用を立証できれば、通常実施権(先使用权)が認められるが、容易でない。ノウハウのライセンス契約も可能。

[IBMの失敗]

特許申請を怠ったために、大失敗をした例を紹介しよう。

04年12月8日(日本時間)、米コンピューター大手のIBM社が、パソコン事業を中国のパソコンメーカー・レノボグループ(聯想集団)に売却すると発表して、世界に衝撃が走った。

企業・研究者向けの大型コンピューターメーカーだったIBMは、81年にパソコン事業に参入。インテル社のマイクロプロセッサ(中央演算処理装置(CPU)を1個の大規模集積回路(LSI)に収めたもの)とマイクロソフト社の基本ソフト(OS)を搭載した「IBM<PC>」がビジネス向けに大ヒットした。

しかし、特許申請を怠ったこと、あるいはインテル社やマイクロソフト社と独占契約を結ばなかったことが、致命的な手落ちとなった。世界のメーカーがこぞって類似品を作り出した。

パソコンの価格はこの20年で10分の1まで下がり、家電並みの手軽な商品となった。

その後、IBMは深刻な財政難に陥り、パソコン事業部門をレノボ・グループに売却して、法人顧客へ事業を特化した。一方、インテルは世界最大のCPUメーカーに、マイクロソフトのビル・ゲイツは世界一の富豪になった。

レノボは、1984年に中国科学院計算所新技術発展公司の名称で、外国ブランドの製品の販売から出発。IBMのPC部門の買収を機に、本社を北京から米国に移転した(現在はノースカロライナ州モーリスビル。登記上は香港)。レノボは、この買収により世界3位のPCメーカーとなった。

[特許権の効力が及ばない範囲]

特許法69条1項で特許権の効力が及ばない例外的な範囲を定めている。

(特許権の効力が及ばない範囲)

第69条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には及ばない。

2 … 以下省略

すなわち、試験または研究のためなら、特許権者以外の者でも特許発明を実施しても良いとする規定である。技術の進歩を目的とする試験や研究まで特許権が及ぶと、技術革新を阻害し、産業の発展を遅らせるとの判断から設けられた（ただし、業務として特許を利用する試験や研究はこれに当たらない）。

したがって、大学などの研究機関での研究は、この例外規定が適用され、これまで無許可で特許技術を使ってきた。しかし、今後、大学がライバル企業と共同研究をする可能性がでてきた。特許庁は04年9月末にまとめた報告書案では、「効果や機能の検証、改良を目的とする研究に限定」と、例外の範囲を狭めている。

5.4.4 特許法における会社と従業員の関係

従業員がする発明には、職務発明、業務発明、自由発明の3種がある。

職務発明：従業員が職務の中で行った発明。

業務発明：会社の業務範囲であるが、従業員の職務でない発明。

自由発明：会社の業務と無関係な発明。

日本の特許法は、「発明は、個人の創造的な努力の産物であるから、特許を受ける権利は原初的に発明者に帰属する」を基本的立場にしている。従って、職務発明といえども、特許を受ける権利は原初的に発明した従業員にある。しかし、通常は契約や勤務規則などによって、会社が権利の譲渡を受けて継承人になり、出願することが取り決められている（5.4図）。この場合、発明者は「相当の対価」の支払いを受ける権利を有している（特許法第35条3項）。^{*1}

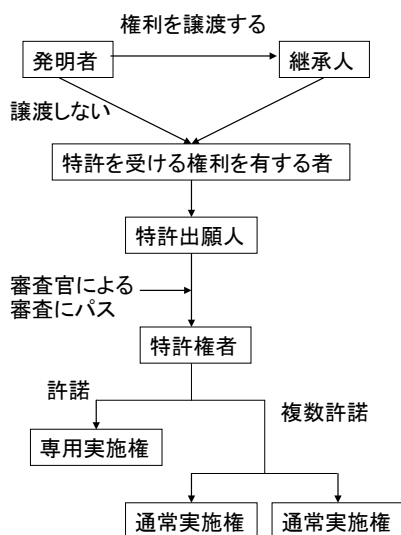


図5.4 発明者、特許権者、実施権者の関係

もし、職務発明をした従業員が権利を譲渡しないで、従業員自身が特許権者になったときは、会社の権利として、会社は通常実施権を有する（特許法35条）。

一方、業務発明、自由発明については、会社に何ら権利は発生しない。

^{*1} 旧法（04年6月改正前の法律）では、「相当の対価」の額は「発明によって会社が得る利益の額」と「会社の貢献度」を考慮して決められる。改正法については後述。

[発明の対価をめぐる訴訟]

上述のように、日本の特許法は、発明者が職務発明について権利を会社に譲渡したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有することを認めている。

近年、知的財産の価値に対する意識の高まりを背景に、職務発明に対する「相当の対価」を求める訴訟が相次いでいる（表5.9）。司法判断も高額の報酬を認める流れにある。特に、青色発光ダイオードの発明をめぐって、東京地裁が04年1月30日、中村修二氏に支払われるべき発明の対価を604億円と評価した判決は、その金額の高さから、社会的にも大きな関心を集めた。

表5.9 最近の「発明の対価」を巡る主な訴訟（09年末までに確定の分）

被告	発明	請求額	審理状況
味の素	アスパルテーム製法	20億円	02年提訴、04年1審1億8900万円判決、04年2審1億5000万円で和解
日亜化学工業	青色発光ダイオード	200億円	01年提訴、04年1審200億円判決、05年2審8億4400万円で和解
東芝	半導体フラッシュメモリー	11億円	04年提訴、06年1審8700万円で和解
日立製作所	光ディスク読取装置	9億7000万円	98年提訴、02年1審3489万円判決、04年2審1億6280万円判決、06年最高裁2審支持で確定
日立金属	鉄・希土類・窒素系永久磁石	9000万円	02年提訴、03年1審1130万円判決、04年2審1270万円判決、06年上告不受理で2審判決確定
シャープ	液晶画像表示技術	5億円	04年提訴、07年1審和解（金額不明）
武田薬品	前立腺癌・子宮内膜症治療剤	15億円	04年・05年提訴、07年1審3759万円で和解

事例1) アスパルテーム製法の発明の対価をめぐる訴訟

原告（成瀬昌芳氏、味の素の中央研究所プロセス開発研究所元所長）は82年アスパルテーム（人工甘味料）の製法を改良する技術を発明。00年会社は報奨制度を創設して1000万円を支払ったが、成瀬氏は正当な対価ではないと、退職後の02年9月に提訴した。04年2月、1審の東京地裁は、会社にもたらされた利益の総額を約80億円と認定した上で、会社と社員の貢献度がそれぞれ95%と5%、それから共同研究者の寄与分を除いた2.5%が成瀬氏への対価とし、会社が成瀬氏に報奨金として支払っていた1000万円を差し引いた額、1億8935万円を支払うよう会社に命じた。双方が不服として控訴したが、東京高裁で04年11月19日、会社が1億5000万円支払うことで和解が成立した。

事例2) 青色発光ダイオードの発明の対価をめぐる訴訟

原告（中村修二氏、日亜化学工業元社員）は90年に青色発光ダイオードの製造装置に関する技術を開発し、日亜が特許を出願。93年に世界で初めて商品化に成功。中村氏はこの功績に対する報奨金2万円を会社から受け取った。中村氏は99年に会社を退職し、00年にカリフォルニア大学サンタバーバラ校教授に就任後に提訴。当初20億円の請求額を後に200億円まで引き上げた。

この訴訟に対して東京地裁は04年1月30日、会社の独占利益1208億円、中村氏の貢献度50%と認定して、相当の対価を604億円と算出し、日亜に請求額どおりの200億円の支払いを命じた。

翌年（05年1月11日）東京地裁の一審判決を不服として争われた控訴審の和解が、東京高裁で成立した。内容は、日亜化学工業が相当の対価約6億円の利息をプラスして約8億4000万を支払うというもの。東京高裁は、発明による利益として他社に特許を供与した場合のライセンス料だけを対象にするとともに、特許技術の工業化努力や営業努力、さらに会社のリスク負担にも配慮し、中村氏の貢献度を5%と認定した。

中村氏は最高裁まで持ち込んでも勝ち目はないと弁護団に説得されて、和解に応じたという。

[特許法の改正]

これらの相次ぐ訴訟は、発明の対価をめぐる問題について議論を巻き起こした。従来の特許法では、「相当の対価」について具体的な基準がなく、会社と発明者が訴訟で争うしかなかった。こうした批判を受けて、04年6月に特許法の一部が改正された（05年4月施行）。

改正特許法では、

- ① 労使間で合理的な報酬規定が交わされている場合は、それを優先する
- ② 報酬規定が不合理あるいはない場合は、旧法と同様に裁判所が「相当の対価」を決する
- ③ その際の対価の算定は会社の収益や発明に対する貢献度だけでなく、営業や広報など特許以外の企業活動に対する会社の負担、発明者が昇進など金銭以外で受けた処遇なども考慮して決する

ことになった。

ただし、改正法施行以前に権利継承された発明の対価請求については、旧法が適用される。

4.4.5 特許権と公益性 / エイズ治療薬をめぐる

[裁定実施権]

特定の人々の利益が、多くの人々あるいは集団にとって極めて大きな不利益をもたらすことがある。そこで、わが国では特許権が公益上特に必要な場合に限って、裁定により強制的に通常実施権が認可される。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第93条 特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。

すなわち、本来特許発明の使用には特許権者または専用実施権者の許諾が必要だが、公益上特に必要な場合は、裁定により強制的に第三者にも特許発明を使用する権利（裁定実施権）を認める、という例外規定である。

[TRIPS 協定] (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)

人道に特に必要がある場合の例外措置については、国際的な合意もなされている。

TRIPS 協定は、1995 年に WTO (World Trade Organization ; 国際貿易機関) が設立された際の主要議定書の 1 つである。その第 31 条において、一定の条件の下で「強制実施権」の活用を認めている。

「強制実施権」(compulsory licenses)とは、わが国特許法の「裁定実施権」に相当するもので、例えば国家的緊急事態や極度の緊急事態といった一定の条件下において、特許権者の許諾を得なくても第三者に実施権を認めることを言う。

[エイズ治療薬と TRIPS 協定]

エイズ治療薬が開発され、エイズはもはや「死の病」でなくなったが、貧困国や途上国の人たちには手が出せないほど、その治療薬は非常に高価である。貧困のため治療できずに毎年数百万の人がエイズで亡くなっている。これは人道上、看過できない。

一方、新しい医薬品の開発には多大の人と金と時間を要するが、もし成功すれば特許権の保護の下にハイリターンが見込まれることから、製薬会社はこれに挑戦する。ハイリターンがなければ、会社は研究開発に対するインセンティブをなくす。その結果、新薬が創られなくなったら、これは社会全体の不幸につながる。

このジレンマに対し、解決の糸口を与えたのが、TRIPS 協定第 31 条の規定である。

これにより、貧困国でも、高いライセンス料を払うことなく、強制実施権でもって自国内でコピー医薬品を製造し、治療に使用することが保証された。

[ドーハ特別宣言第 6 項で決着]

ところが、TRIPS 協定には重要な弱点があった。同協定第 31 条の(f)によって、強制実施権を適用して製造されるコピー医薬品は国内市場への供給に限定されていた。すなわち、強制実施権は輸出(外国市場)のためには許諾されないということである。

従って、医薬品メーカーがない国では、強制実施権が許諾されても、それを活用することができない。エイズの蔓延に曝されている貧困国の多くはそんな国である。

「TRIPS 理事会はこのような問題に対する解決策を早急に見出すように」との指示が、01 年 11 月にドーハで開かれた WTO 閣僚会議の「TRIPS 協定と公衆の健康に関する宣言」(ドーハ特別宣言)の中に盛り込まれた(第 6 項)。

解決策提示の期限は 02 年末とされていたが、なかなか合意が得られず、03 年 8 月 30 日に至ってようやく最終的に決定した。その内容は、「医薬品に特許があっても、一定の条件を満たす場合には、医薬品の生産能力が不十分または無い国に対して、コピー医薬品を輸出することができる制度を提供する」というものである。^{*1}

^{*1} 外務省経済局国際機関第一課, WTO 新ラウンド交渉メールマガジン第 69 号(2003/9/30), <http://www.wtojapan.org/mailmagazine/backnumber/melmaga69.html>

製薬会社にとって、コピー医薬品に市場を荒らされるよりも自主的に値下げしたほうがまだ増しだし、緊急事態に協力するという名目も立つことから、最貧国において薬価を 10 分の 1 程度にまで引き下げる動きが製薬会社にてできた。

これは、国連機関を初めとする国際機関、人道支援団体、民間セクターがリンクして世界の世論を盛り上げ、それが製薬会社に対する圧力となって得られた成果である。

しかし、先進国の 10 分の 1 の薬価といえども、最貧国にとってはなお高価で入手困難な状況にある。世界エイズ保健基金など、先進国による資金援助が依然不可欠であることに変わりない。

エイズ、その他の感染症の治療薬をめぐる各国政府と欧米の医薬品メーカーの攻防はまだ続いている。また、エイズについてはその予防など、総合的な対策も重要な課題である。

5.4.6 特許制度の国際比較

(1) 審査主義と無審査主義

特許権を付与するための要件について実体的な審査をするのが審査主義、形式審査のみが無審査主義（紛争が生じたときに裁判所で審理される）。

無審査主義は、アジア、アフリカ、中・南米など発展途上国に多い。

欧米の多くと日本は審査主義（欧州では一部の国が無審査主義）。

ただし、日本では実用新案については無審査主義をとっている。

(2) 先願主義と先発明主義

日本を初め殆どの国は先願主義だが、米国は先発明主義。

先発明主義では、当初の特許権付与後に別の発明者が現れ、特許権者が覆ることがある。

米国も先願主義に統一することが、06年9月、日米欧など41カ国の特許庁長官級非公式会合で合意された。これを受けて米国の特許法が11年9月に改正され、米国も13年3月16日から先願制に移行することになった。

(3) 米国のサブマリン特許

かつて、米国では特許出願日から特許取得日までの縛りがなく、出願中の特許案件は公開されなかったことを悪用して、古い特許発明に明細書の修正を繰り返して特許の成立を遅らせ、その技術が普及した頃を見計らって突然潜水艦のように浮上し（特許を成立させ）、特許侵害訴訟を起すことができた。このような特許をサブマリン特許という。日本企業がこの種の特許で痛い思いをした例もある。

法律改正により、00年11月29日以降出願分より、18ヶ月後に公開されるようになったが、これより前の出願分については改正前の法律が適用されるから、まだ油断できない。

日本では「出願後3年以内に審査請求」の縛りがある（審査請求の時点で公表される）。また、出願後1年6ヶ月経つと、審査請求がなくても公開特許公報に公開される仕組みになっている。

(4) その他 米国では発明者の保護が優先され、損害賠償が高額、医療方法にも特許を認めるなど、日本と異なる点が多い。

5.4.7 特許制度の国際化

特許制度の国際協定は1883年のパリ条約に始まり、グローバル化の進展に伴って強化されてきた。

パリ条約 (Paris Convention for the Protection of Industrial Property, 1883年)

特許、商標などの産業財産権の保護を目的に締結された最初の国際条約。数次の改訂が行われているが、内国民待遇、優先権制度、特許独立を3大原則としている。

内国民待遇：外国人の知的財産権等について内国人と平等の待遇を与える。

優先権制度：A国に出願後、B国への出願が12箇月以内であれば、B国においてもA国出願日を基準として特許要件が判断される（意匠、商標は6箇月以内）。

第5章 科学技術と法律

特許独立：同盟国内で出願された特許の審査は、他国での特許の成立・不成立に関係なく独立して行われる。

世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization(WIPO)、国連の専門機関の1つ) 知的所有権の保護の促進を目的とする国際機関。特許協力条約(PCT)の事務を担当。

特許協力条約(Patent Cooperation Treaty、1978年)

ある一つの国の特許庁に国際出願し、複数の国を指定することにより、それぞれの国に出願したものと同様の効果が与えられる。ただし、指定国へ20ヵ月以内に翻訳文を提出することが条件。

さらに04年1月、「世界出願制」*1も導入された。

*1 1通でPCT全加盟国(123ヶ国)に出願したと見なされる。審査は各国で行う。

WTO・TRIPS 協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights、1995年WTOが設立された際の主要な付属議定書の一つ)

知的財産権保護の国際的ミニマムスタンダードである。

優先権制度、内国民待遇などを原則としている。

本協定の中に「強制実施権」の規定があることは、前述したとおり。

第5章 まとめ

- ★ 科学技術者には安全な製品をつくるという注意義務が課せられている。
- ★ 過失や欠陥により人に損害を与えたときは、賠償責任が課せられる。
- ★ 重大製品事故が発生したときは、速やかに公表して、事故の拡大を防がねばならない。
- ★ 公正な競争秩序を守らねばならない。
談合やカルテル、虚偽の表示や広告、営業秘密の不正取得、模倣商品の製造・販売、贈収賄などの不正行為をしてはならない。
日本でも「課徴金減免制度」が導入され、談合やカルテルの摘発に成果を上げている。
- ★ 特許は、製造業の企業にとって最大の知的財産であり、事業活動の基盤である。
特許協力条約に「世界出願制」が導入され、国際特許出願件数が増えている。